

高島市共同募金委員会 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを目的に、高島市内において活動する団体に対して、高島市共同募金委員会（以下、「本会」という。）が交付する助成金の交付に関する手続き等について、必要な事項を定めることにより、助成金の交付の適正化を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、高島市内で地域福祉の推進を目的として活動する次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 福祉関係団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 自治会・保育園・幼稚園・学校
- (4) 社会福祉法人・NPO法人等

2 前項の規定による対象団体は次の要件を満たしているものとする。

- (1) 事業主体が非営利であること
- (2) 事業が公益性を有すること
- (3) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- (4) 事業の実施に必要な資金の確保が困難であること
- (5) 当該事業について公的助成を受けていないこと

(助成の種類)

第3条 助成の種類は、福祉関係団体助成金・ボランティアグループ活動助成金・年未年始地域たすけあい活動助成金・地域福祉重点事業助成金及び高島市社会福祉協議会助成金とする。

(助成の内容)

第4条 助成の対象とする事業及び助成金額等は次のとおりとする。

(1) 福祉関係団体助成金

ア 助成の対象とする団体は、第2条第1項第1号に規定する団体とする。

イ 助成の対象となる事業は、団体が実施する次に掲げる事業とする。

- a 高齢者福祉に関する事業
- b 障がい児（者）福祉に関する事業
- c 児童・青少年に関する事業
- d 地域福祉に関する事業
- e その他、本会会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認める事業

ウ 助成金の額は次のとおりとする。

- a 助成金の額は総事業費の10分の10とし、上限は30,000円とする。
- b 算定された助成金の額の1,000円未満は切り捨てる。

(2) ボランティアグループ活動助成金

ア 助成の対象とするボランティアグループは、第2条第1項第2号に定めるもののほか、次のすべてに該当するものとする。

- a ボランティア活動を目的とした団体で、継続して活動する団体であること。

- b 活動内容が地域に密着したもので、福祉的要素があること。
- イ 助成金の額は次の a 及び b の合計額を上限とする。
 - a 1 グループあたり 15,000 円
 - b 350 円に申請・請求時の構成員数をかけた額。ただし、構成員の上限を 30 名とする。

(3) 年末年始地域たすけあい活動助成金

- ア 助成の対象とする団体は、第2条の各号に掲げる団体とする。
- イ 助成の対象とする事業は歳末に開催される地域交流事業もしくは地域支援事業及びその他、会長が特に必要と認める事業とする。
- ウ 助成金の額は総事業費の10分の10とし、30,000 円を上限とする。ただし、算定された助成金の額の1,000 円未満は切り捨てる。

(4) 地域福祉重点事業助成金

- ア 助成の対象とする団体は、第2条各号に掲げる団体とする。
- イ 助成の対象とする事業は、高島市を良くするための地域福祉に資する事業及びその他、会長が必要と認める事業とする。
- ウ イに掲げる事業であっても、次に該当する事業は助成対象とはしない。
 - a 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、地域福祉的な性格の明らかでない事業または団体。
 - b 地域福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行なう事業。
 - c その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる事業。
 - d 当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施またはしようとする事業。
 - e 助成による効果が期待できない事業。
 - f 他の補助金等との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業。
- エ 助成金の額は総事業費の10分の10とし、100,000円を上限とする。ただし、算定された助成金の額の1,000 円未満は切り捨てる。

(5) 高島市社会福祉協議会助成金

- ア 助成の対象は、社会福祉法人高島市社会福祉協議会とする。
- イ 助成の対象とする事業は、高島市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進計画の推進、見守りネットワーク活動の推進並びに年末年始地域たすけあい活動にかかる事業とする。
- ウ 助成金の額は、会長が別に定める。

(申請及び請求)

第5条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金申請・請求書(様式第1号・第2号・第3号及び第10号のいずれか)
- (2) ボランティアグループ助成を受けようとする団体は、ボランティアグループ構成員名簿(様式第4号)
- (3) その他会長が必要に応じ提出を求める書類

(助成の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、交付が適切と認めるときは、速やかに交付決定し、交付決定通知書（様式第5号）にて助成を受けようとする団体に通知する。

(助成事業の変更)

第7条 助成決定後、本会が指定した事業について止むを得ない事情により変更又は中止しようとするときは、事前に「変更・中止申請書」（様式第11号）を提出して、会長の承認を受けなければならない。

(助成事業の完了報告)

第8条 助成を受けた団体は、当該事業完了後、速やかに次の各号に掲げる書類により会長に報告しなければならない。

(1) 助成金実績報告書（様式第6号・7号・第8号及び第12号のいずれか）

(2) その他会長が必要に応じ提出を求める書類

2 助成を受けた団体は、当該事業に余剰金が発生した場合は、ただちに返金しなければならない。

3 会長は、助成を受けた団体の報告を審査し、助成金の額の確定を、助成を受けた団体に助成金確定通知書（様式第9号）にて通知する。

4 会長は、助成を受けた団体に対して、必要に応じて調査を行うことができる。

(広報の義務)

第9条 助成を受けた者は、助成金の使途に関し、住民への周知に努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、助成金交付に関して必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成24年4月27日から適用する。

この要綱は、平成25年5月21日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。